出　納　室

地方自治法施行令第168条の4第1項の規定に基づき、次のとおり、検査を行いました。

１．指定金融機関の検査

市公金の適正な出納事務の実施を図るため、下記の金融機関に対して検査を行いました。

金融機関名	所在地	実施日
株式会社りそな銀行金剛支店	大阪狭山市金剛一丁目1番19号	令和8年2月13日

２．収納代理金融理機関の検査

市内11か所の収納代理金融機関に対し、検査（収納事務現況調査報告書をもとにした書面検査を含む）を行いました。